

議第92号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年7月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2（3）の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

付 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行する。